

# 令和6年度(令和5年分所得) 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告書は、市民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険料の決定、所得証明書・課税証明書・非課税証明書などを発行する際の重要な資料となります。この手引きを参考に申告書をご記入のうえ、提出してください。（ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を税務署に提出する必要があります。）

～目次～

- 市民税・県民税の申告について・・・P1       所得控除の記入について・・・P4～P7  
 収入金額等・所得金額の記入について・・・P2～P3       申告書の記入について・・・P8

## 彦根市で市民税・県民税申告が必要な人

令和6年（2024年）1月1日に彦根市に住所があり、次のいずれかに該当する場合（確定申告をした人は除く）

- ・営業等、農業、不動産、雑（公的年金等以外）、一時、配当（上場株式等の配当を除く）など、給与および公的年金等以外の所得がある人  
（給与または公的年金等の所得以外の所得の合計が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。）
- ・給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先にご確認ください）
- ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載された控除に変更や扶養の追加がある人（ただし、所得税の還付がある人は確定申告をしてください）
- ・令和5年中に所得がなく、税法上の扶養にとられていない人

## 申告をしたほうが良い人

前年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて申告が必要な場合や、所得（課税）証明書の発行が必要な場合は申告が必要となります。

## 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告が不要（還付申告は可能）になっていますが、公的年金等以外の所得がある場合や、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養の追加など）を受けたい場合などは、市民税・県民税の申告をしてください。

## 申告に必要な持ち物

- 源泉徴収票（ない場合は、収入のわかる書類）
- 控除に使用する証明書、領収書（生命保険料や地震保険料の控除証明書・寄附金の領収書・国民年金の支払証明書・健康保険の支払額 <1月～12月> がわかるもの）
- 身体障害者等の人はその手帳等
- 営業等所得や農業所得、不動産所得のある人は収支内訳書（収入と経費の内容を収支内訳書に記載してください）
- マイナンバー確認書類 ※下記参照

## マイナンバー確認書類について

マイナンバーの確認書類（下記①、②のいずれか）の提示が必要です。郵送での提出の場合は、確認書類の写しを添付してください。

- ①個人番号カード（写真入り）
- ②通知カードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合又は、正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。



※給与・年金所得の計算方法

給与収入金額から給与所得を求める算式

収入金額と右表を照らし合わせて算出します。

※給料、賃金、賞与などの所得、日雇、パート、アルバイトによる収入も含まれます。  
支払証明がない場合は、申告書裏面で年間収入を計算してください。

| 給与の収入金額               | 給与所得                     |                |
|-----------------------|--------------------------|----------------|
| ～550,999円             | 0円                       |                |
| 551,000円～1,618,999円   | 収入金額-550,000円            |                |
| 1,619,000円～1,619,999円 | 1,069,000円               |                |
| 1,620,000円～1,621,999円 | 1,070,000円               |                |
| 1,622,000円～1,623,999円 | 1,072,000円               |                |
| 1,624,000円～1,627,999円 | 1,074,000円               |                |
| 1,628,000円～1,799,999円 | 収入金額÷4=A<br>(千円未満の端数切捨て) | A×2.4+100,000円 |
| 1,800,000円～3,599,999円 |                          | A×2.8-80,000円  |
| 3,600,000円～6,599,999円 |                          | A×3.2-440,000円 |
| 6,600,000円～8,499,999円 | 収入金額×90%-1,100,000円      |                |
| 8,500,000円～           | 収入金額-1,950,000円          |                |

公的年金等の収入から所得を求める算式

(収入金額 × 割合 - 控除額) で算出します。

| 年齢区分                        | 公的年金等収入金額              | 公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額 |                     |                     |
|-----------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
|                             |                        | 1,000万円以下             | 1,000万円超2,000万円以下   | 2,000万円超            |
| 1月1日<br>現在で<br>満65歳<br>未満の人 | ～ 1,299,999円           | 収入金額-600,000円         | 収入金額-500,000円       | 収入金額-400,000円       |
|                             | 1,300,000円～ 4,099,999円 | 収入金額×75%-275,000円     | 収入金額×75%-175,000円   | 収入金額×75%-75,000円    |
|                             | 4,100,000円～ 7,699,999円 | 収入金額×85%-685,000円     | 収入金額×85%-585,000円   | 収入金額×85%-485,000円   |
|                             | 7,700,000円～ 9,999,999円 | 収入金額×95%-1,455,000円   | 収入金額×95%-1,355,000円 | 収入金額×95%-1,255,000円 |
|                             | 10,000,000円～           | 収入金額-1,955,000円       | 収入金額-1,855,000円     | 収入金額-1,755,000円     |
| 1月1日<br>現在で<br>満65歳<br>以上の人 | ～ 3,299,999円           | 収入金額-1,100,000円       | 収入金額-1,000,000円     | 収入金額-900,000円       |
|                             | 3,300,000円～ 4,099,999円 | 収入金額×75%-275,000円     | 収入金額×75%-175,000円   | 収入金額×75%-75,000円    |
|                             | 4,100,000円～ 7,699,999円 | 収入金額×85%-685,000円     | 収入金額×85%-585,000円   | 収入金額×85%-485,000円   |
|                             | 7,700,000円～ 9,999,999円 | 収入金額×95%-1,455,000円   | 収入金額×95%-1,355,000円 | 収入金額×95%-1,255,000円 |
|                             | 10,000,000円～           | 収入金額-1,955,000円       | 収入金額-1,855,000円     | 収入金額-1,755,000円     |

所得金額調整控除

それぞれ以下の条件に当てはまる場合に控除できます。

|  |  |  |
|--|--|--|
| 対象者  | (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当するもの<br>①本人が特別障害者に該当する<br>②22歳以下の扶養親族を有する<br>③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する<br><br>※異なる2人の納税義務者が同一の扶養親族等を対象としてそれぞれが所得金額調整控除を適用することができる | (2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超えるもの    |
| 控除額  | (給与等の収入金額-850万円)×10%<br>※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合1,000万円とする  | 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)<br>+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)<br>-10万円 |
| (1) (2) の両方に該当する場合は、(1) の控除後に (2) の金額を控除する |  |  |



それぞれの控除額記載欄の番号は左ページの「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」内の番号と対応しています。  
3の支払額から控除額を、6～7ページを参考に計算し、対応する項目に記入してください。

|                   |                  |         |           |
|-------------------|------------------|---------|-----------|
| 4<br>所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除          | ⑬       | 137,560   |
|                   | 小規模企業<br>共済等掛金控除 | ⑭       |           |
|                   | 生命保険料控除          | ⑮       | 35,000    |
|                   | 地震保険料控除          | ⑯       | 25,000    |
|                   | 寡婦、ひとり親控除        | ⑰～<br>⑱ |           |
|                   | 勤労学生、<br>障害者控除   | ⑲～<br>⑳ | 260,000   |
|                   | 配偶者（特別）控除        | ㉑～<br>㉒ | 380,000   |
|                   | 扶養控除             | ㉓       |           |
|                   | 基礎控除             | ㉔       | 430,000   |
|                   | ⑬から㉔までの計         | ㉕       | 1,267,560 |
|                   | 雑損控除             | ㉖       |           |
|                   | 医療費控除            | 区分<br>㉗ | 39,000    |
|                   | 合計<br>(㉕+㉖+㉗)    | ㉘       | 1,306,560 |

### 16歳未満の扶養親族

※16歳未満の方も、控除額はありますが住民税の算定（非課税基準の算定）においては、扶養親族の人数として算入されますので、該当者がおられる方は必ず記入してください。

### 26雑損控除 ～ 27医療費控除

26～27欄について各種控除の算出のため支払金額等の記入をしてください。各種控除証明書等の添付が必要となります。医療費控除については、医療費の明細の添付が必要となります（領収書の提出で代用はできません）。

## 裏面の記入について

### 11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる場合、当該専従者の氏名から従事月数までの項目について、裏面の11欄に記入してください。

#### 11 事業専従者に関する事項

|                   |      |    |      |                |
|-------------------|------|----|------|----------------|
| 1                 | 氏名   | 続柄 | 生年月日 | 専従者給与<br>(控除)額 |
|                   | 個人番号 |    | 従事月数 |                |
| 2                 | 氏名   | 続柄 | 生年月日 | 専従者給与<br>(控除)額 |
|                   | 個人番号 |    | 従事月数 |                |
| 3                 | 氏名   | 続柄 | 生年月日 | 専従者給与<br>(控除)額 |
|                   | 個人番号 |    | 従事月数 |                |
| 所得税における青色申告の承認の有無 |      |    |      | 合計額            |

### 12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族等がいる場合、該当する方の氏名・住所・マイナンバーを裏面の12欄に記入してください。

#### 12 別居の扶養親族等に関する事項

|   |    |      |    |
|---|----|------|----|
| 1 | 氏名 | 個人番号 | 住所 |
| 2 | 氏名 | 個人番号 | 住所 |
| 3 | 氏名 | 個人番号 | 住所 |

### 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

前年中の特定配当等に係る所得、特定株式等譲渡所得を申告する場合、総所得金額等に算入されます。申告する所得から事前に特別徴収されていた配当割または株式等譲渡所得割について控除を受けようとする場合、裏面の14欄に記入してください。

#### 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

|              |   |
|--------------|---|
| 配当割額控除額      | 円 |
| 株式等譲渡所得割額控除額 |   |

### 15 寄附金に関する事項

前年中に控除対象となる寄附を行い、住民税の寄附金税額控除を受ける場合、裏面の15欄の該当する区分の欄に寄附金額を記入してください。

寄附金税額控除申告書および寄附金受領証明書の添付が必要となります。

#### 15 寄附金に関する事項

|                                      |      |   |
|--------------------------------------|------|---|
| 都道府県、市区町村分<br>(特例控除対象)               |      | 円 |
| 住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外) |      |   |
| 条例指定分                                | 都道府県 |   |
|                                      | 市区町村 |   |

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。



## ②1 配偶者控除、②2 配偶者特別控除

それぞれ以下の条件に当てはまる場合に控除できます。

|         |  |
|---------|--|
| 配偶者控除   | 前年12月31日（死亡された場合は死亡日）現在で生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者で、事業専従者でなく、他の人の扶養親族でない人が対象となります。控除額は33万円（70歳以上〔昭和29年1月1日以前生まれ〕の人は38万円です） |
| 配偶者特別控除 | 前年12月31日（死亡された場合は死亡日）現在で生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者で、事業専従者でない人が対象となります。   |

| 配偶者の合計所得金額                    |               | 納税義務者の合計所得金額 |                   |                    |
|-------------------------------|---------------|--------------|-------------------|--------------------|
|                               |               | 900万円以下      | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1000万円以下 |
| 配偶者控除<br>(48万円以下)             | 一般の控除対象配偶者    | 33万円         | 22万円              | 11万円               |
|                               | 老人控除対象配偶者     | 38万円         | 26万円              | 13万円               |
| 配偶者特別控除<br>(48万円超<br>133万円以下) | 48万円超100万円以下  | 33万円         | 22万円              | 11万円               |
|                               | 100万円超105万円以下 | 31万円         | 21万円              | 11万円               |
|                               | 105万円超110万円以下 | 26万円         | 18万円              | 9万円                |
|                               | 110万円超115万円以下 | 21万円         | 14万円              | 7万円                |
|                               | 115万円超120万円以下 | 16万円         | 11万円              | 6万円                |
|                               | 120万円超125万円以下 | 11万円         | 8万円               | 4万円                |
|                               | 125万円超130万円以下 | 6万円          | 4万円               | 2万円                |
| 130万円超133万円以下                 | 3万円           | 2万円          | 1万円               |                    |

## ②3 扶養控除

前年12月31日（前年中に死亡された人は死亡日）現在で生計を一にする親族の内、合計所得が48万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）の人を扶養親族とすることができます。下表により控除額を確認し、その合計額を記入してください。

| 扶養種別   | 条件                                | 控除額  |
|--------|-----------------------------------|------|
| 特定扶養親族 | 平成13年1月2日生まれから平成17年1月1日生まれの扶養親族   | 45万円 |
| 老人扶養親族 | 昭和29年1月1日以前生まれの扶養親族               | 38万円 |
| 同居老親等  | 老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属で同居を常としている人 | 45万円 |
| 一般扶養親族 | 上記以外の平成20年1月1日以前生まれの扶養親族          | 33万円 |

## ②4 基礎控除

| 前年の合計所得金額         | 控除額  |
|-------------------|------|
| 2,400万円以下         | 43万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超          | 0円   |

## ②6 雑損控除

前年中にあなたや親族が災害や盗難により損害を受けた場合や白アリ駆除等を行った場合の控除です。

- (損害金額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等の10%)
- 災害関連支出の金額 - 5万円

上記のいずれか多い金額が控除額となります。

## ②7 医療費控除

医療費控除の明細書の添付が必要です。  
(領収書の提出で代用はできません)

前年中にあなたや親族のために負担した医療費についてこの控除が受けられます。対象となる医療費は、病院にかかった診療費、入院費、薬の購入費、出産費などです。補てんされる金額は、出産育児一時金、高額療養費、医療保険金などです。以下の式で控除額を算出します。

- (支払った医療費 - 補てん金額) - (総所得金額等の5%または10万円との少ない方)

※ [セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）]  
この制度は、一定の取組を行っているものが前年中にスイッチOTC医薬品を購入した場合に、その購入費用が1万2千円を超える額について所得控除を受けることができるものです。以下の式で控除額を算出します。

- (医薬品購入費 - 補てん金額) - 1万2千円（控除上限額は8万8千円）

- 本特例の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

## 税額の計算方法

市民税・県民税は、前年中の所得をもとに下記の通り計算します。ただし、分離課税所得があるとき等は、特殊な計算を行う場合があります。

| 所得割額（100円未満の端数切捨て）           |   |                |   | 均等割額  |   | 市民税・県民税<br>合計年税額   |
|------------------------------|---|----------------|---|-------|---|--------------------|
| 課税標準額<br>(1,000円未満の端数切捨て)    | × | 市民税の税率<br>(6%) | - | 税額控除等 | + |                    |
| 総所得金額 - 所得控除<br>(分離課税所得) 合計額 | × | 県民税の税率<br>(4%) | - | 税額控除等 | + | 県民税均等割<br>(1,800円) |

